



# ほけんだより 10月号

令和7年10月30日

京都市立西野小学校  
校長 山田 雅彦  
養護教諭 曽谷 由衣

## 感染症についてのお知らせ

朝夕冷え込む季節になりました。保護者の皆様におかれましては、感染症の予防をしていただいているところだと存じます。

さて、下の表にある感染症と診断されたお子様は、学校保健安全法により「出席停止」の扱いとなります。今後の状況によっては、午後からの授業中止や、学級閉鎖の可能性も出てきます。次のことに気を付けて過ごしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

<引き続き予防に努めてください>

- ① 石けんでの手洗い
- ② 登校前の健康観察
- ③ 人混みを避ける（感染状況が激しい時）
- ④ 場面に応じたマスクの着用
- ⑤ 規則正しい生活

※欠席の場合は、欠席理由や症状を「すぐーる」で学校にお知らせください。

※お迎えの要請等のため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

学校感染症 第2類

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
骨髄炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

\*病状により学校医その他の医師において伝染のおそれないと認めたときは、この限りでない。

登校再開日報告書付きのため  
**保存版**

## 【出席停止期間の例】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」は登校しないよう定められている、インフルエンザを例にみてみましょう。

		発症日	発症後							
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※発症日は「1日目」ではなく「0日目」の扱いとなります。

そのため、医師からの特別な指示が無い限り、最低でも6日間のお休みとなります。

出席停止期間を終えましたら、下記の「登校再開日 報告書」を保護者の方で記入していただき、登校時に持たせて、学校へ提出してください。

登校再開日 報告書										
京都市立西野小学校										
校長 山田 雅彦 宛										
キ	リ	ト	リ	ト	リ	ト	リ	ト	リ	ト
令和	年	月	日	年	組	児童名				
保護者氏名 _____										
_____ のため _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日まで										
欠席していましたが、本日から登校させます。										